

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和4年度当初協議について

施設規模	補助者	補助対象施設	スプリンクラー設備等整備	水害対策強化事業	耐震化整備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備	給水設備整備		
			既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分）	高齢者施設等の水害対策強化事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化分）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（大規模修繕等分）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（非常用自家発電設備整備事業分）	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等の給水設備整備事業
			補助率：定額 補助上限：9,710円/m <sup>2</sup> （※1） 補助下限：なし	補助率：定額 補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：総事業費80万円/施設	補助率：定額 補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設（ただし、非常用自家発電設備整備はなし）	補助率：定額 補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、燃料タンクを除く）	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、定員29人以下の地域密着型・小規模施設等はない）		
定員30人以上の施設等	都道府県（指定都市・中核市を含む）	① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※2）	—	—	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。		
		② 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	○	—	○	—	○	○		
		③ 介護老人保健施設	—	—	○	—	○	○		
		④ 介護医療院	—	—	○	—	○	○		
		⑤ 養護老人ホーム	—	—	○	—	○	○		
		⑥ 有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—		
		⑦ 通所介護事業所（※3）	△（※4）	—	—	—	—	—		
		⑧ ①以外の老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—		
		⑨ 老人福祉センター（特A型・A型・B型）（※2）	—	—	—	—	—	—		
		⑩ 老人福祉施設付設作業所（※2）	—	—	—	—	—	—		
		⑪ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）（※2）	—	—	—	—	—	—		
		⑫ 在宅複合型施設（※2）	—	—	—	—	—	—		
		地域密着型2・9人以下の施設等	市区町村（指定都市・中核市を含む）	⑬ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※2）	—	○（1,540万円）（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	—	○（1,540万円）（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○（1,540万円）（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。
⑭ 小規模ケアハウス	○			○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	—	○		
⑮ 都市型軽費老人ホーム	○			○（773万円）	—	○（773万円）	—	○		
⑯ 小規模介護老人保健施設	—			○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	—	○		
⑰ 小規模介護医療院	—			○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	—	○		
⑱ 小規模養護老人ホーム	—			○（773万円）	—	○（773万円）	—	○		
⑲ 小規模有料老人ホーム	○			—	—	—	—	—		
⑳ 地域密着型通所介護事業所（※3）	△（※5）			—	—	—	—	—		
㉑ 認知症対応型通所介護事業所	△（※5）			○（773万円）	—	○（773万円）	—	○		
㉒ ⑱以外の小規模老人短期入所施設	—			—	—	—	—	—		
㉓ 認知症高齢者グループホーム	—			○（773万円）	—	○（773万円）	—	○		
㉔ 小規模多機能型居宅介護事業所	○			○（773万円）	—	○（773万円）	—	○		
㉕ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	○			○（773万円）	—	○（773万円）	—	○		
㉖ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	—			○（773万円）	—	○（773万円）	—	○		
㉗ 夜間対応型訪問介護ステーション	—			—	—	—	—	—		
㉘ 介護予防拠点	—			○（773万円）	—	○（773万円）	—	○		
㉙ 地域包括支援センター	—			○（773万円）	—	○（773万円）	—	○		
㉚ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	○			○（773万円）	—	○（773万円）	—	○		
㉛ 緊急ショートステイ	—			○（773万円）	—	○（773万円）	—	○		
㉜ 施設内保育施設	—			○（773万円）	—	○（773万円）	—	○		

※1 1,000㎡未満の施設が対象。また、別途、ポンプユニットは上限244万円/施設（スプリンクラー整備に伴うものに限る）、自動火災通報装置は108万円/施設（300㎡未満）、火災報知設備は32.5万円が上限額/施設（500㎡未満）がある。

※2 定員規模に関わらない。

※3 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着通所介護事業所は定員18人以下。

※4 宿泊を伴うものうち、都道府県知事が特に必要認めた場合に限り。

※5 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特に必要と認めた施設を含む。





ブロック塀等改修整備	介護施設等の換気設備の設置事業
高齢者施設等の安全対策強化事業	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業
補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額
補助上限：なし 補助下限：なし	補助上限：4,000円/m <sup>2</sup> 補助下限：なし (ただし、面積は「居室」部分のみを対象とする)
ブロック塀等改修整備 (安全点検の結果、劣化、傾倒や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等の改修。ブロック塀の安全点検の実施方法は「参考3 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について」を参照)	感染リスクの高い通風の悪い空間について、施設の種類や立地等により、十分な換気が行えない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するもの
第2の2の工、第3の2の工	第2の2のオ、第3の2のカ
5 (2)	5 (1)

ア 安全性に問題のあるブロック塀等の撤去、再設置、改修にかかる工事費等が対象となるが安全性に問題のないブロック塀等（当該安全性に問題があるブロック塀等に接続されているものに限る。）も含めて一時的に撤去しなければならない場合には、安全性に問題のないブロック塀等に係る費用も補助対象とみなす。	-
ア 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの イ 本文付金の他の事業による助成対象となる事業 ウ その他、支援事業として適当と認められないもの エ ブロック塀等の撤去のみを行う事業	ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの イ 設計の不備又は工事施工の粗雑に起因したもの ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの オ 本文付金の他の事業による助成対象となる事業 カ その他、支援事業として適当と認められないもの